

## 避難確保計画と非常災害対策計画の違い

	避難確保計画	非常災害対策計画
根拠法令	水防法、土砂災害防止法	介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づく厚生労働省令（施設の運営基準）
対象施設	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）のうち、市町村地域防災計画に名称と所在地が記載された施設	社会福祉施設 （介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）
対象施設数	2, 853（うち社会福祉施設2, 105）	約10, 500
対象となる災害	水害、土砂災害	施設の属する地域や地形等を考慮し、起こりうると考えられる災害（火災、地震、水害、土砂災害等）
計画に記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災体制（注意体制、警戒体制、非常体制等）</li> <li>・ 避難場所、避難経路、避難誘導方法</li> <li>・ 避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）</li> <li>・ 防災教育及び訓練の実施</li> <li>・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を置く場合に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の立地条件</li> <li>・ 災害に関する情報の入手方法</li> <li>・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・ 避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・ 避難場所、避難経路、避難方法</li> <li>・ 災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・ 関係機関との連携体制</li> </ul>
計画の取扱い	市町村への報告義務あり	報告義務はなく、県が指導監査等の際に確認